

# 地域医療連携推進法人

みののくに

## 「美濃国地域医療リンケージ」

～令和5年度岐阜県圏域地域医療構想等調整会議～

社会医療法人蘇西厚生会

理事長 松波英寿

# ※1 社会医療法人とは

## 社会医療法人制度の概要

○社会医療法人は、平成18年医療法改正において、公立病院改革が進む中で、民間の高い活力を活かしながら、地域住民にとって、**不可欠な救急医療等確保事業を担う、公益性の高い医療法人として制度化された**（都道府県知事の認定）。

○社会医療法人における医療保健業の法人税等は非課税となっている。



【出典：医療法人制度改革について 平成21年11月 厚生労働省 医政局指導課】

# 社会医療法人の位置づけ〈公的病院等とは〉

「持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた地方財政措置の拡充（令和5年度）」より抜粋

## 3 公的病院等への財政措置の拡充

持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域医療構想や医師の働き方改革等へ対応しながら過疎地域等に必要な不採算・特殊医療を担う公的病院等の運営経費に対する地方公共団体の助成について、以下のとおり地方財政措置を拡充。

- ①公的病院等の医師・看護師等の派遣受入経費に係る特別交付税措置
- ②公的医療機関等が運営する無床診療所の運営経費に係る特別交付税措置

**※公的病院等は以下の公的医療機関等が開設した病院・診療所を指す。**

1. 日本赤十字社、2. 済生会、3. 北海道社会事業協会、4. 厚生連、5. 国民健康保険団体連合会、6. 普通国民健康保険組合、7. 公益社団法人、8. 公益財団法人、9. 社会福祉法人（済生会を除く。）、10. 学校法人、**11. 社会医療法人**、12. 健康保険組合、13. 国家公務員共済組合連合会、14. 公立学校共済組合

# 公的病院等が担う「公益性の高い医療」とは

## ・ 休日診療、夜間診療等の救急医療

- ・ 周産期医療を含む小児救急医療
- ・ 精神救急医療
- ・ 災害など緊急時に対応する医療（災害医療）
- ・ へき地医療・離島医療
- ・ 重症難病患者に対する継続的な医療
- ・ すべての感染症に係る患者を診療する医療
- ・ 筋萎縮性側索硬化症（ALS）など継続的な在宅療養を必要とする患者に対する医療や当該患者の療養環境の向上を図る活動
- ・ 患者を早期に社会復帰に結びつける医療連携に関する活動
- ・ 医療安全及び疾病予防に関する先進的な活動であって、患者や地域の医療機関に対し無償で相談助言や普及啓発を行う活動

## ・ 質の高い医療従事者の確保、養成に関する活動

- ・ 高度な医療技術を利用した研究開発であって、患者や地域の医療機関に対し当該研究結果情報を無償で提供する活動
- ・ 治療との有機的な連携による治験（活動）

## ※2 地域医療支援病院とは

「医療法の一部を改正する法律の施行について(抄)」より抜粋

第二 地域医療支援病院に関する事項

一 趣旨

**地域医療支援病院制度は、医療施設機能の体系化の一環として、医師の少ない地域を支援する役割を担い、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、かかる病院としてふさわしい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が地域医療支援病院の名称を承認するものであること。**

【出典：厚生労働省HP 平成10年5月19日付健政発第639号 厚生省健康政策局長通知】

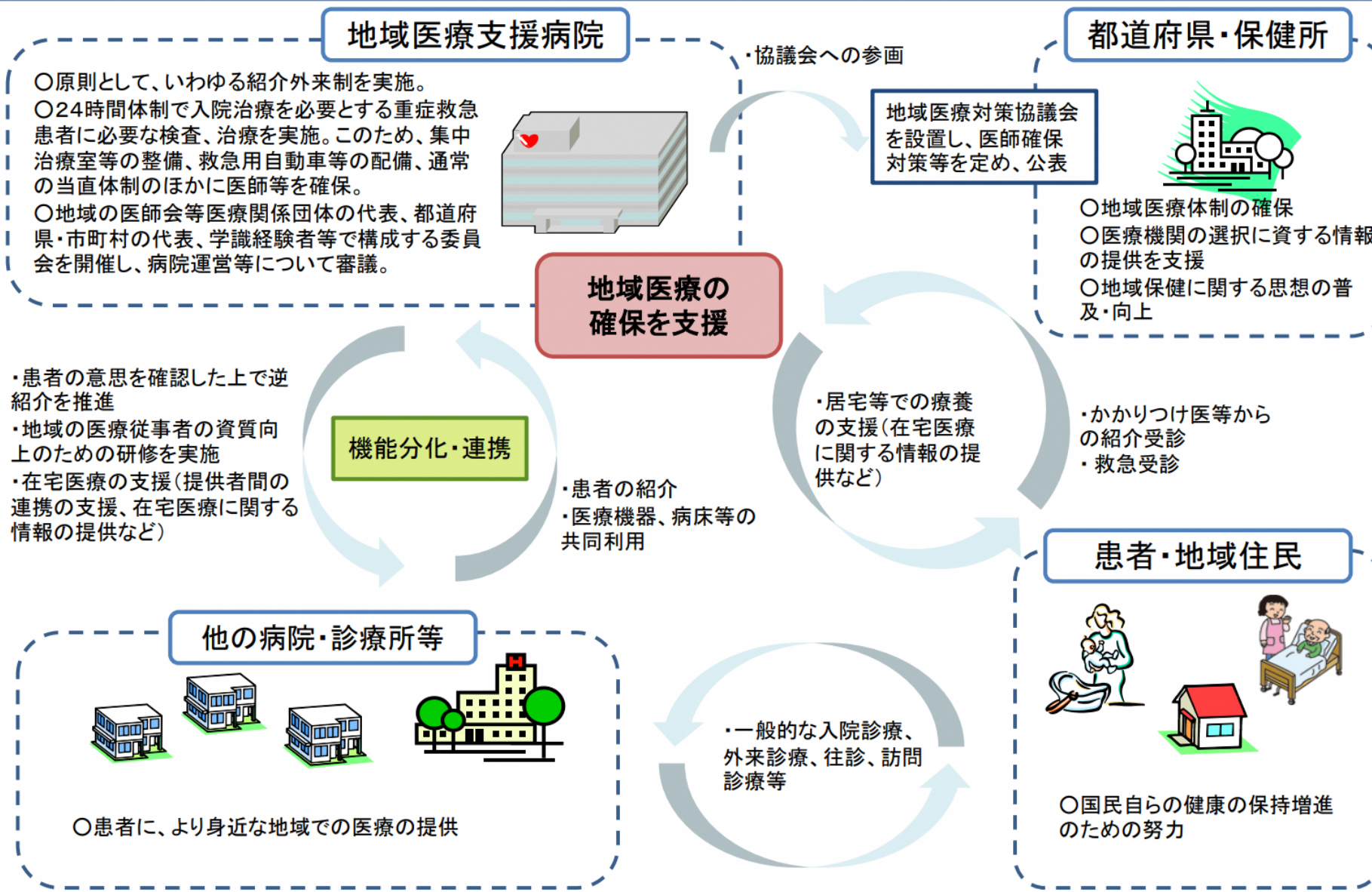
医療法 第十六条の二 地域医療支援病院の管理者は、厚生労働省令に定めるところのより、次に掲げる事項を行わなければならない。

**三 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。**

【出典：医療法 第十六条の二より抜粋】

# 地域医療支援病院の役割

## 地域医療支援病院の役割



### ※3 基幹型臨床研修病院とは

「臨床研修病院の指定基準及び病院群による臨床研修病院の指定基準の運用」より抜粋

#### 5 病院群指定

(1) 基準において、「相互に診療について機能的な連携があること」としているのは**医師の往来**、医療機器の共同利用、合同カンファレンス等が組織的に行われている等、具体的に診療について機能的な連携が行われている状態をいう。

【出典：厚生労働省HP 臨床研修病院の指定基準及び指定基準の運用】

# 当該医療圏ごとの病床数・医師数

	病床数		
	2016年時点	2025年計画	増減
岐阜医療圏	8,061床	7,074床	-987床
中濃医療圏	2,811床	2,411床	-400床
西濃医療圏	2,953床	2,430床	-523床

【出典：第7期 岐阜県保健医療計画（2018～2023年度）】

	医師数		
	2018年時点	2023年目標	増減
岐阜医療圏	2,188人	設定なし	-
中濃医療圏	620人	設定なし	-
西濃医療圏	608人	664人	+56人

【出典：岐阜県医師確保計画（2020～2023年度）】

← 医師 多数区域  
 ← 医師 中程度区域  
 ← 医師 少数区域

## <岐阜県医師確保計画より抜粋>

○岐阜圏域は医師多数区域に該当するため、他の二次医療圏からの新たな医師の確保の施策は行わず、医師少数区域等からの医師の派遣要望にできる限り応じるよう要請します。

○中濃圏域は医師中程度区域に該当するため、医師多数区域の水準に至るまでは、医師多数区域からの医師の確保を図ります。

○西濃圏域は医師少数区域に該当するため、医師少数区域以外の区域からの医師の確保を含め、医師の増加を図ります。



# 地域医療連携推進法人制度とは

当該制度は医療機関の機能の分担及び業務の連携を推進するための方針を定め、当該方針に沿って、参加する法人の医療機関の機能の分担及び業務の連携を推進することを目的とする一般社団法人を、都道府県知事が地域医療連携推進法人として認定する仕組みである。

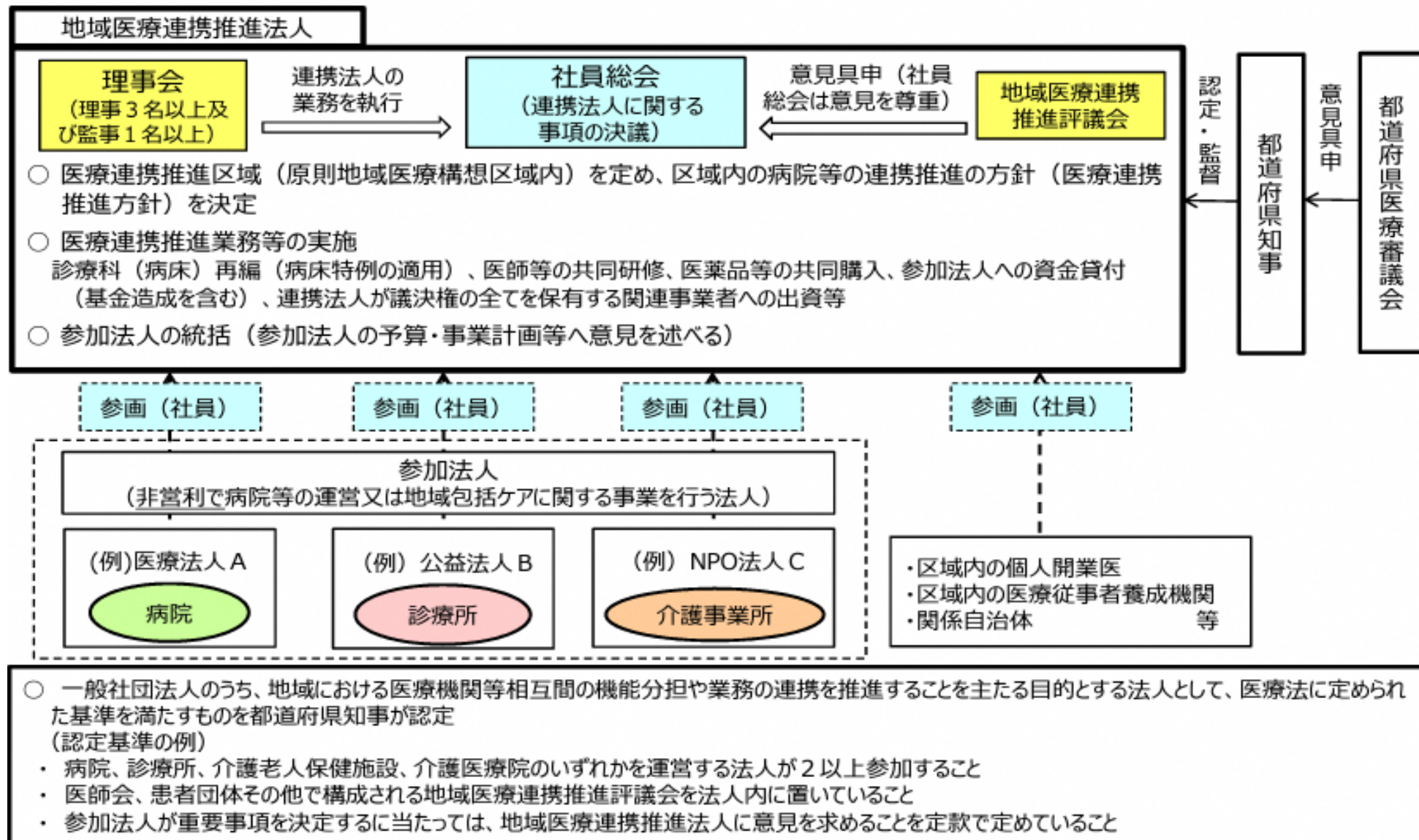
【出典：厚生労働省HP 厚生労働省医政局長通知（平成29年2月17日医政発0217第16号）抜粋】

目的のひとつとして、医師、看護師等の人事交流を実施する必要がある。

【出典：厚生労働省HP 厚生労働省医政局長通知（平成29年2月17日医政発0217第16号）抜粋】

# 地域医療連携推進法人制度の概要

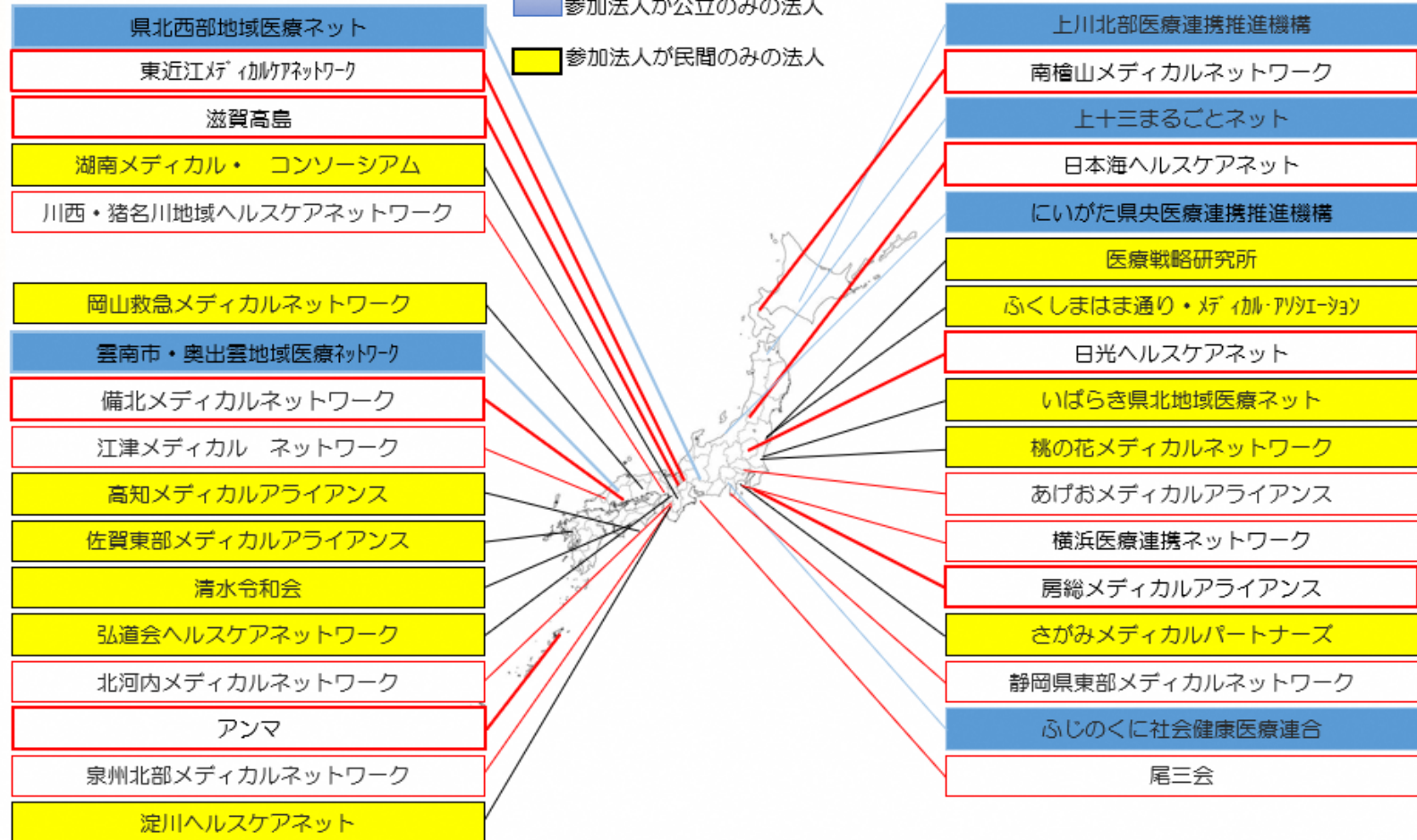
- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保





全国34法人  
(2023年4月現在)

- 参加法人が公立と民間を含む法人
- 参加法人が公立のみの法人
- 参加法人が民間のみの法人



後藤忠雄院長より許可を得て使用

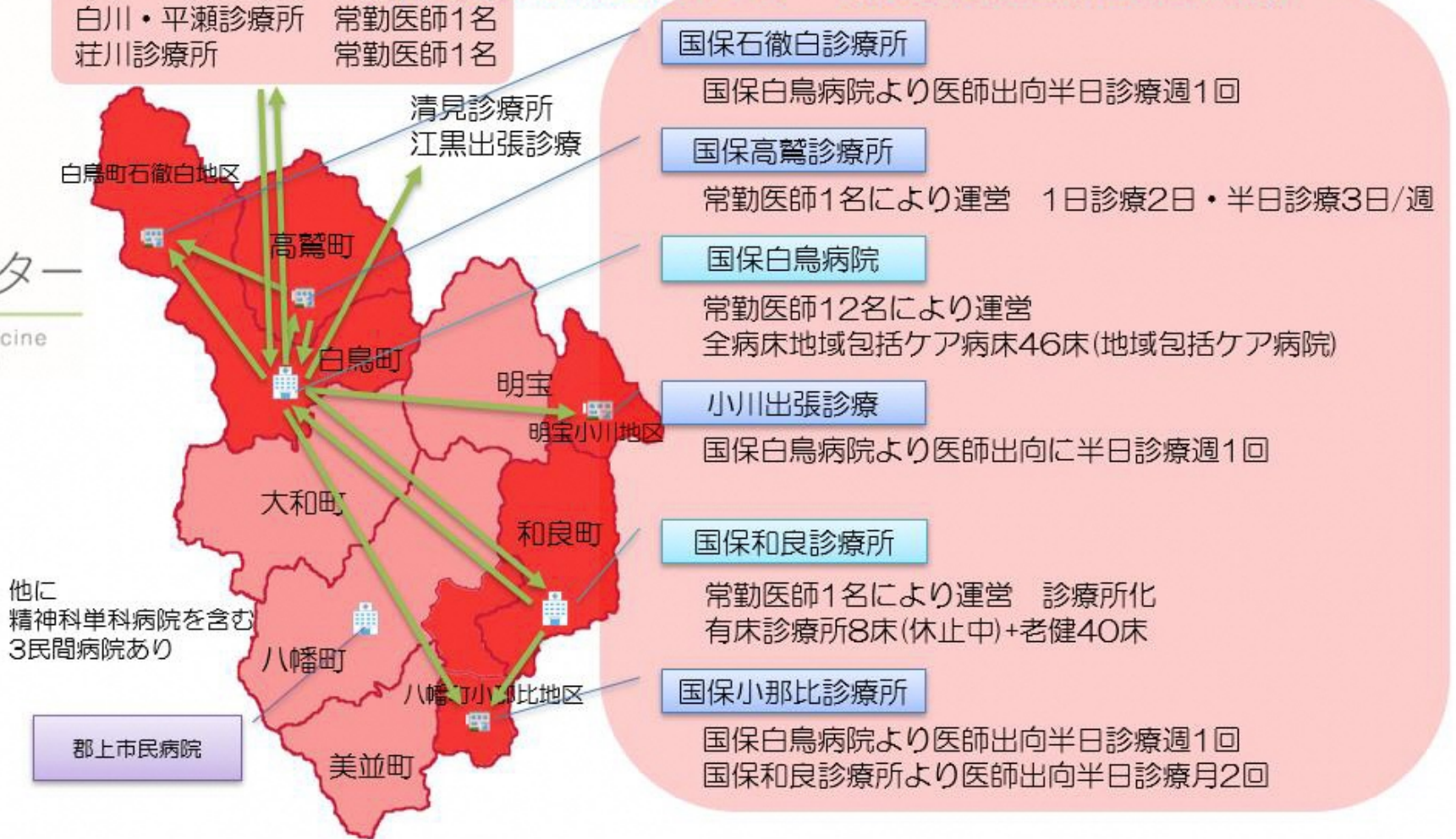


# 県北西部 地域医療センター

Center for Community Medicine  
in North-Western Gifu Prefecture

## 現状

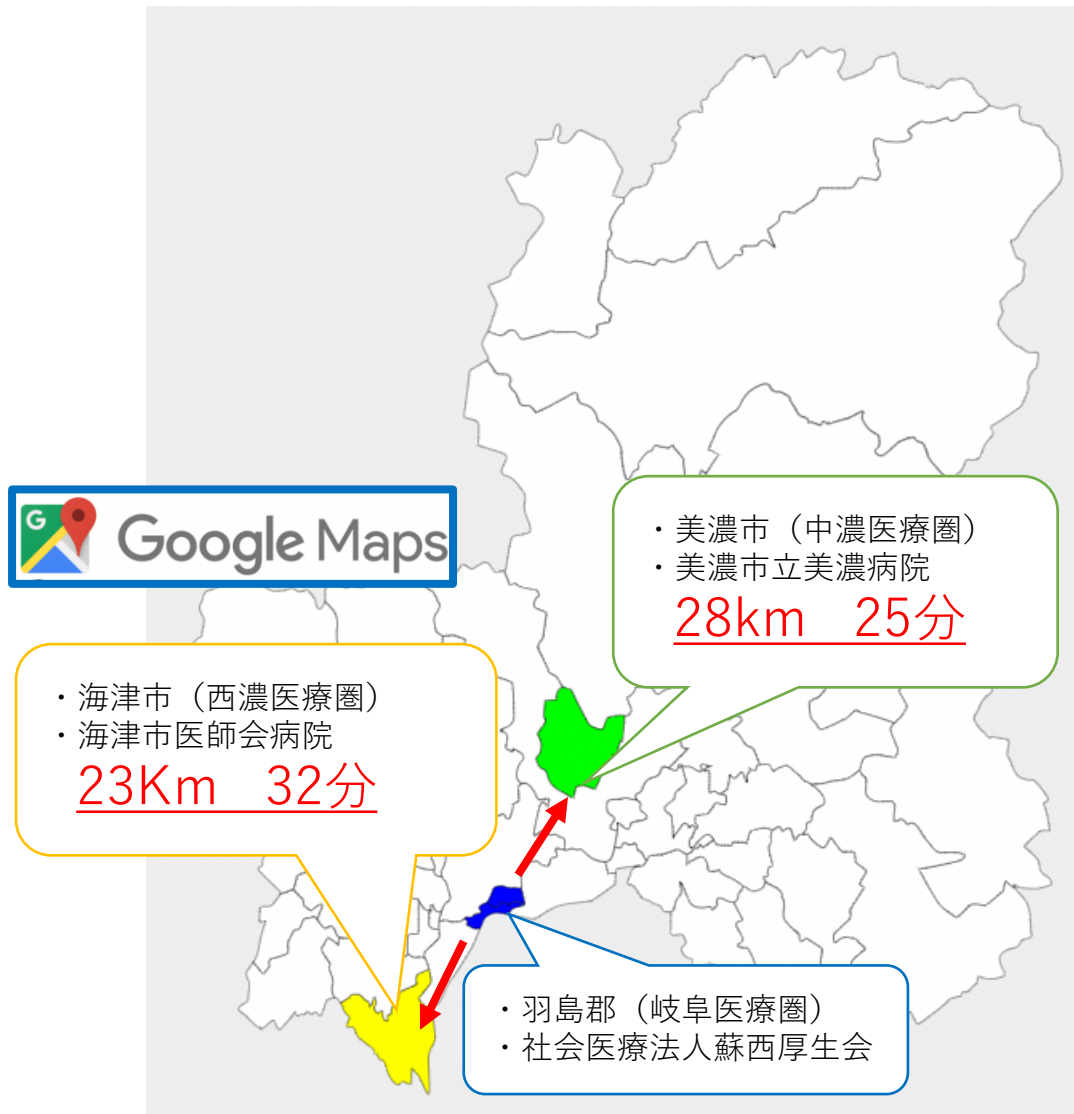
### 県北西部地域医療センター（地域医療連携推進法人化）



後藤忠雄院長より許可を得て使用

# 医療連携推進区域、参加法人・医療機関

## <連携する医療機関>



### • **社会医療法人蘇西厚生会**

住所：岐阜県羽島郡笠松町田代257番地の3

開設：社会医療法人※1 蘇西厚生会

(地域医療支援病院※2、基幹型臨床研修病院※3)

病床数：501床 (松波総合病院)

常勤医師数：160名

(関連施設) まつなみ健康増進クリニック、松波総合病院介護老人保健施設、まつなみ訪問看護ステーション、まつなみ訪問介護ステーション、まつなみリサーチパーク (医学研究所)

(※1、※2、※3については前述)

### • **美濃市立美濃病院**

住所：岐阜県美濃市中央4丁目3番地

開設：美濃市

病床数：122床

常勤医師数：8名

### • **海津市医師会病院**

住所：岐阜県海津市海津町福江656-16

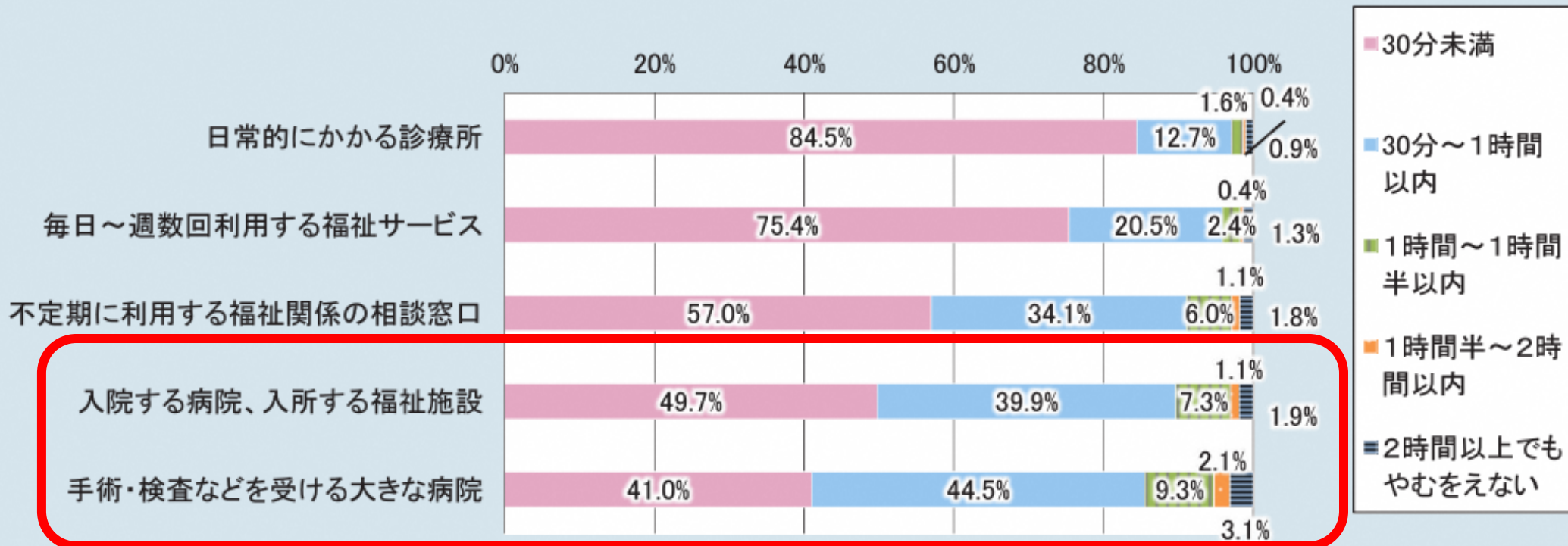
開設：海津市医師会

病床数：99床 (39床休止)

常勤医師数：4名

図表 1-5-5

自分の片道の通院・通所にかかる最大時間にかかる意識（2019年）



資料：厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室委託「人口減少社会における医療・福祉の利用に関する意識調査」。調査の概要は図表 1-5-4 の（注）を参照。

【出典：厚生労働省HP 令和2年版厚生労働白書】

# 美濃国地域医療リンクージ医療連携推進方針

## 1. 医療連携推進区域

- (1) 岐阜県羽島郡（岐阜医療圏）
- (2) 岐阜県美濃市（中濃医療圏）
- (3) 岐阜県海津市（西濃医療圏）

岐阜県の形をモチーフに  
した  
ロゴ 阪本研一院長作成



## 2. 参加法人

- (1) 社会医療法人蘇西厚生会（松波総合病院、まつなみ健康増進クリニック、松波総合病院 介護老人保健施設、まつなみ訪問看護ステーション、まつなみ訪問介護ステーション、まつなみリサーチパーク（医学研究所））
- (2) 美濃市（美濃市立美濃病院）
- (3) 一般社団法人海津市医師会（海津市医師会病院）

## 3. 理念・運営方針

（理念）

医療圏の垣根を越え、お互いに補完し合うことで、急速に進む少子高齢化の中で、安定性と持続性を併せもった効率的な医療提供体制を構築し、それぞれの地域住民の暮らしの安心を実現する。

（運営方針）

- (1) 地域住民がより良い医療を受けられるようにする。
- (2) 地域医療に貢献する志と能力を持った医師ならびに医療従事者を確保育成する。
- (3) 参加法人の安定的経営を追求する。
- (4) 地域の医療従事者がやりがいをもって働ける職場環境を追求する。
- (5) 地域の医療機関の役割分担を重視する。

# Q,なぜ異なる医療圏の病院と組むのか？

- 両病院が医療従事者不足で困っていた。
- 従来から医師派遣、患者受け入れを行っていた。
- 美濃市長（元県総務部長・ぎふ清流国体推進局長）、海津市医師会長がより強固な関係構築を望んでいた。



## Q.組んで松波Hは得するのか？

- ⇒社会医療法人・地域医療支援病院・基幹型臨床研修病院の使命として、  
医師少数区域の支援がある。  
金銭的な側面では益はあまりないと思われる。

## Q,2次医療圏を超えるのは遠くないか？

- ⇒そもそも設定された二次医療圏は必ずしも実情を反映していない。  
車による時間距離（道路事情）が大切。  
病院車（車いす搭乗可能）で患者・職員の移動はカバーできる。



# 令和3年度 地域医療連携推進法人制度に関するアンケート調査の概要

## 調査の方法等

- 実施期間：令和3年12月末～令和4年1月31日
- 調査対象：連携法人、参加法人、道府県、医師会を対象に実施し、それぞれ23連携法人（79.3%）、110参加法人（65.1%）、12道府県（60.0%）、72医師会（73.5%）から回答を得た。
- 調査方法：回答者が調査票に記入のうえ郵送または調査票データを送信して提出する形式で実施。

## 連携法人の業務の実施状況

- 現在の実施状況は、共同研修は15法人（65.2%）、共同購入は9法人（39.1%）、在籍出向・人事交流は11法人（47.8%）が実施。
- 今後の実施予定は、共同購入・共同研修、在籍出向・人事交流は7割以上が実施予定。病床融通は10法人（43.5%）、病床数の変更は11法人（47.8%）、病床機能の変更は10法人（43.5%）が実施予定と回答し、今後、更に活動が活発化していく可能性がある。

事業名	現在実施		今後実施予定		
	(回答連携法人数)	(23)	(23)	100.0%	
病床融通	3	13.0%	10	43.5%	
資金の貸し付け	0	0.0%	0	0.0%	
出資	0	0.0%	1	4.3%	
共同研修	15	65.2%	21	91.3%	
共同購入（共同価格交渉）	9	39.1%	17	73.9%	
在籍出向・人事交流	11	47.8%	19	82.6%	
医療機関の開設	0	0.0%	2	8.7%	
役割分担	医療機関の再編	0	0.0%	5	21.7%
	病床機能の変更	5	21.7%	10	43.5%
	病床数の変更	4	17.4%	11	47.8%
	診療科の再編	1	4.3%	6	26.1%
	その他	0	0.0%	3	13.0%
介護事業等への関与	1	4.3%	9	39.1%	

## 連携法人制度のメリット

### 1) 意見交換や情報交換

- 顔の見える関係が構築できた（連携法人の95.7%、参加法人の70.0%）、経営的にも率直な話ができるようになった（連携法人の52.2%、参加法人の44.5%）という回答が相対的に多く、連携法人の設立が参加法人間の情報交換の活発化に一定程度寄与している。

### 2) 連携強化、地域医療構想の推進

- 患者の紹介・逆紹介、転院が円滑になった（連携法人の34.8%、参加法人の30.0%）という回答が多かったものの、連携構築には時間がかかるため、設立間もない法人においては、まだ成果がないという回答が多かった。
- 一方で、病床変更による役割分担により地域医療構想の実現に寄与した（20参加法人）、病床稼働率が改善した（10参加法人）という回答もあり、連携強化の効果が表れている法人もあった。

### 3) 医療の質の向上、その他

- 質の高い共同研修が開催されている（連携法人の56.5%、参加法人の45.5%）という回答が多く、研修を共同で実施することにより、経費の削減、業務量の削減などが図られていた。
- 医師確保において単独よりも交渉力が増す（21参加法人）、医薬品の共同購入による経済効果が見られた（21参加法人）という回答もあり、経営へのメリットを享受している法人もあった。

## 連携法人制度の課題等

- 連携法人のうち13法人（56.5%）が、外部監査費用に負担感があると回答。調整業務を主としている連携法人では、費用の大半が外部監査費を含む事務費等となるため、事業比率を50%超にすることが非常に困難で職員採用の妨げにもなっており、今後、規制緩和の方向で見直しいただきたい、との意見もあった。
- 連携法人のうち11法人（47.8%）が、代表理事の再任時に都道府県知事があらかじめ医療審議会の意見を聞くことになっている手続きが非効率であると回答。道府県からも手続簡略化の要望があった。
- 連携法人の活動状況を把握していると回答があった医師会が比較的多い（61.1%）一方、把握していないと回答した医師会においても、その多くが連携法人からの積極的な情報提供を求めている。

## 新型コロナウイルス感染症への対応

- 参加法人に対し、新型コロナへの対応において連携法人に参加していることでメリットがあったか聞いたところ、97法人のうち61法人（62.9%）が「そう思う」「ややそう思う」と肯定的に回答。
- 具体的なメリットとしては、最新の新型コロナ患者受け入れ状況やクラスター発生状況等の情報共有、感染症指定医療機関等の中核となる医療機関に在籍する感染症専門の医師・看護師からの助言やゾーニング指導、感染防護具等の融通など、連携法人への参加が新型コロナへの迅速な対応に役立つ事例があった。